

## 誓約書

平成 30 年 10 月 20 日

(審査認定機関)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 宛

(申請機関)

所在地 〒130-〇〇〇〇東京都中央区銀座〇-〇-〇

申請機関名称 株式会社人材教育サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 品川 花子

者代  
印表

「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」（以下、「ガイドライン適合事業所認定制度」という。）の申請にあたり、下記のとおり誓約いたします。

(該当する場合、チェックボックスにチェックを入れてください。)

1. 原則以下を全て満たす民間教育訓練機関等（※1）であること。
- ① 厚生労働省が定めたガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関等であること。具体的には「自己診断表（ガイドライン適合事業所認定申請用）」（以下、「自己診断表」という。）において、自己診断の結果が全て「◎」（できている）であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
  - ② 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
  - ③ 現在公的職業訓練（※2）を実施しているか、又は将来実施する計画があること。
  - ④ 公的職業訓練の実施に関して、以下に該当しないこと。
    - ・過去に重大な不正行為等により求職者支援訓練の認定を取り消されたことがある。
    - ・過去に重大な不正行為等以外の理由により求職者支援訓練の認定を取り消されたことがあり、認定取消日から起算して5年を経過していない。
    - ・過去に教育訓練給付制度において講座指定を取り消されたことがあり、指定取消日から起算して5年を経過していない。
  - ⑤ 直近3年間、租税等の納付を適正に行っていること。
  - ⑥ 暴力団関係事業主ではないこと。
  - ⑦ 風俗営業等関係事業主ではないこと。
  - ⑧ 上記⑤から⑦に掲げるもののほか、職業訓練の実施に関して不適切な行為並びにその他関係法令の規定に反した行為を行っている又は行ったことがある民間教育訓練機関ではないこと。
  - ⑨ 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則（昭和38年大蔵省令第59

号)及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ・労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(応募時において、直近2年間の保険料の未納がないこと)。
- ・応募時において、過去3年間に労働関係法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、職業訓練の実施に支障をきたすと判断される者でないこと。

⑩ 直近の事業年度において、債務超過の状況にないこと。また、組織の経理(決算、財務諸表等)が公表されている等、容易に確認できること。

2. 以下に示すガイドライン適合事業所認定の趣旨及び申請・認定に関する重要事項を全て理解していること。

- ① 自己診断表における自己診断の結果が「◎」(できている)であったとしても、実際の書類審査、現地審査及び是正審査においてガイドラインに示されている指針を満たしていないと判断された場合は、認定されない。
- ② 申請機関は、申請の取り下げ又は申請内容に変更が生じた場合には、速やかに審査認定機関に申し出なければならない。

3. 提出する書類については事実と相違ないこと。

4. 審査認定機関への提出前に申請書類等を複写し、以下に該当する場合には審査認定機関において申請書類等が破棄されることに同意すること。

- ① 申請機関及び受査事業所が申請を取り下げた場合
- ② 審査の中止等によって審査を行わないこととなった場合
- ③ 申請機関または受査事業所が「申請不受理通知書」、「不適合事項通知書」のいずれかを受領した場合

5. 申請機関は、審査認定機関の定める期限までに、審査認定料及び現地審査旅費を支払うこと。また、審査認定料の取扱いについては、申請機関と審査認定機関が誠意をもって協議の上、解決すること。

6. 申請機関及び受査事業所が審査に必要な協力を行わない等、審査の継続が不可能となった場合、審査認定機関による審査中止の求めに応じること。

7. ガイドライン適合事業所認定において認定を受けた場合、申請機関及び受査事業所は、以下の責について十分に認識し、事業運営を行うこと。

- ① 法令を遵守することはもとより、ガイドラインに基づいた事業運営を行うこと。
- ② ガイドライン適合事業所認定の実施に関し、審査認定機関あるいは運営受託団体事務局による必要な調査・確認の求めがあった場合には真摯に応じること。
- ③ ガイドラインに関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに認定を受け

た審査認定機関に申し出ること。

④ 社名変更、合併、分社化等がおこなわれた場合には、遅滞なく審査認定機関に届け出ること。

☑ 8. ガイドライン適合事業所認定において認定を受けた後に、次の事項のいずれかの事由が判明した場合、同認定の取消しに同意すること。

① ガイドライン適合事業所認定の申請や審査に際し、受査事業所から提示された書類や説明に虚偽があった場合。

② 申請機関（又は受査事業所）と利害関係を有する者（※3）が当該受査事業所の審査を実施していたことが明らかとなった場合。

③ 受査事業所が教育訓練事業を廃止した場合。

④ その他、取消が妥当と判断される事由が生じたことが明らかになった場合。

☑ 9. ガイドライン適合事業所認定における認定証の取扱等について、以下の重要事項を理解していること。

① 認定証は、適合事業所の提供又は提供予定の公的職業訓練がガイドラインに適合していることを証明するものであり、適合事業所の提供する全ての職業訓練サービスがガイドラインに適合していることを認定するものではないこと。

② ガイドライン適合事業所認定における認定証は、適合事業所の永続的な適合性を証明するものではない。

③ 認定証を広報に活用する際は、上記①及び②を踏まえた上で活用すること。

④ 認定の取消しとなった場合には、取消し日までに認定証の使用を中止し、審査認定機関へ返還すること。また、取消し日以降は、認定証を活用した広報を中止すること。

（※1）民間教育訓練機関等とは、あらゆる規模の民間の組織又は個人で、職業訓練サービスを提供する者を指す。職業訓練サービスの提供に関与する全ての協力者を含む。

（※2）公的職業訓練等とは、公共職業訓練のうち委託訓練と、求職者支援訓練のことを指す。

（※3）「利害関係を有する者」は、以下の者とする。

- ・申請機関又は受査事業所、その親会社、子会社、関連会社、連結会社の役職員の地位にある者（無報酬、離職後3年間を含む。）
- ・申請機関又は受査事業所の代表権を有する者の3親等以内の親族
- ・申請機関又は受査事業所との間で、株式、社債の取得、金銭消費貸借契約等、その関係を問わず、経済的利益関係にある者

以上